

第6回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時：平成22年8月11日（水）午後3時から

会場：出雲市今市町 出雲市役所 くにびき大ホール

会議資料



第6回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成22年8月11日（水）午後3時～

会場：出雲市役所 くにびき大ホール

開 会

1 会長あいさつ

2 会議録署名委員の指名について

3 議 事

(1) 議案事項

議案第48号	一般職の職員の身分の取扱いについて	…p7
議案第49号	組織及び機構の取扱いについて	…p8
議案第50号	各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて	…p10
議案第51号	各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて	…p12
議案第52号	各種事務事業（保育関係）の取扱いについて	…p13
議案第53号	各種事務事業（環境関係）の取扱いについて	…p15
議案第54号	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	…p18
議案第55号	各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いにつ いて	…p19
議案第56号	各種事務事業（建設関係）の取扱いについて	…p20
議案第57号	各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて	…p21
議案第58号	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて	…p23
議案第59号	各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて	…p26

(2) 協議事項

協議第52号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	…p27
協議第53号	新市基本計画について	…p35

4 その他

- ・図書館関係調整方針

…p37

閉 会

□ 今後の協議会開催予定

第7回 日時：平成22年8月25日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

第6回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	斐 川 町	出 雲 市
氏 名		

議案第 48 号

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

一般職の職員の身分の取扱いについて（協議第 40 号）

合併協定項目 10. 一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 斐川町の一般職の職員は、すべて出雲市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の職名及び任用要件については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。
- 3 職員定数については、両市町における平成 17 年度からの 207 人削減の実績を踏まえ、次のとおり定員管理の適正化を図る。
 - (1) 合併後の職員全体の年齢構成や人事管理などを考慮し、一定の新規採用職員を確保することにより、組織としての活力を維持できるよう調整する。
 - (2) 合併による効果を発揮できるよう、今後 10 年間で 110 人を削減目標とする新たな定員計画を合併時までに策定する。
 - (3) 今後の地域主権、地方分権時代における基礎的自治体のあり方を検討する中で、多様化する住民ニーズや権限移譲等により、高度化する行政事務に的確に対応できる、専門的な職種を含む職員集団にふさわしい定員計画となるよう逐次見直しを行う。
- 4 給与制度については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。

議案第 49 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

組織及び機構の取扱いについて（協議第 41 号）

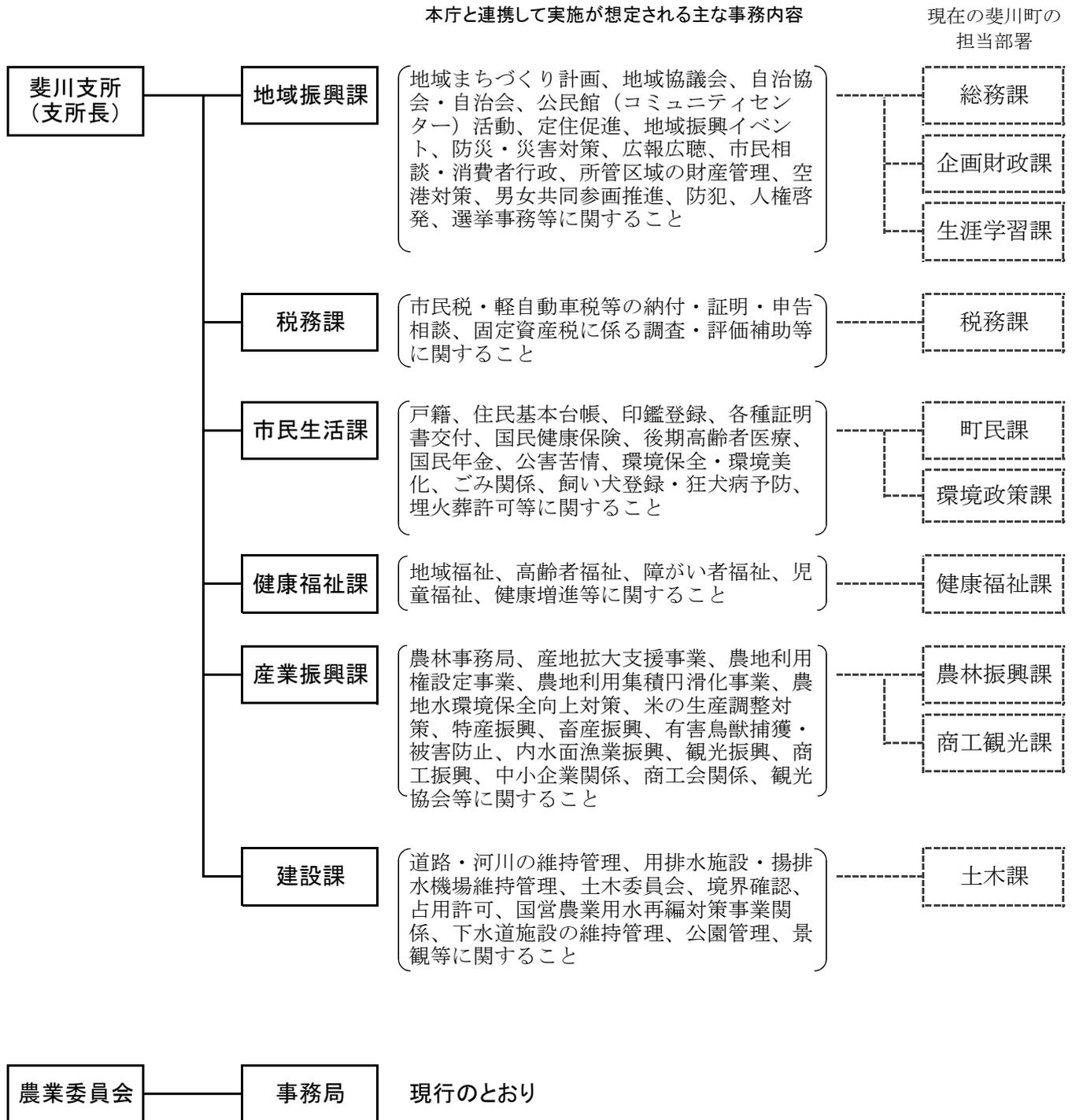
合併協定項目 13. 組織及び機構の取扱いは、次のとおりとする。

1. 組織及び機構の取扱いについては、現在の出雲市の組織及び機構を基本に統一する。
2. 現在の斐川町役場は支所とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、生活道路・下水路整備など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、斐川町の区域を所管区域とし、新市基本計画及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。なお、地域特性により必要と認められる農業行政業務については、事務事業調整の結果を踏まえ、合併時までには体制を検討する。
3. 合併後、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、斐川支所を次のとおり段階的に整備する。
 - (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。
 - (2) 合併後、概ね 3 年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
 - (3) 合併 10 年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

斐川支所の合併時の組織イメージ

(人口が同規模の平田支所の合併時の組織に準ずる)

【参考】



議案第 50 号

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて（協議第 42 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 健康保健計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。

2 各種予防接種

合併時から出雲市の例により統一する。

3 乳幼児等医療費助成制度

合併時から 3 歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例により統一する。

4 福祉医療費助成制度

合併時から県の制度に加えて、単独の助成も実施している出雲市の例により統一する。

5 各種検診（胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、歯周疾患）

合併時から出雲市の例により統一する。

よって、出雲市のみで実施している胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。

6 一般不妊治療費助成事業

出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合併時から新市の事業として実施する。

7 食育推進計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな食育推進計画を策定する。

議案第 51 号

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて（協議第 43 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。

2 ひとり親家庭等児童入学就職支度金

出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学就職支度金については、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。

議案第 52 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて（協議第 44 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（保育関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 保育所施設運営

公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、保育所の定員調整については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 保育所保育料

保育料については、第 3 子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。

3 私立認可保育所運営費助成

私立認可保育所に対する運営費助成は、合併時から斐川町の私立認可保育所に対しても適用する。

4 私立保育所施設整備補助金

私立保育所施設整備補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

保育料階層別対象人数比較表（H22.4現在）

階層	児童年齢区分	出雲市							斐川町						
		区分別人数	階層別人数	構成比率	保育料	第3子以降人数			区分別人数	階層別人数	構成比率	保育料	第3子以降人数		
						区分別	計	比率					区分別	計	比率
1	3歳未満	4	10	0.2%	0	0	0.0%		0	0.0%		0	0	0.0%	
	3歳以上	6			0										
2	3歳未満	51	108	2.7%	8,000	17	28	3.5%	3	8	1.0%	8,400	1	2	1.5%
	3歳以上	57			5,500	11			5			6,000	1		
2'	3歳未満	56	185	4.6%	0	1	2	0.2%	2	11	1.4%	0	0	0.0%	
	3歳以上	129			0	1			9			0			
3	3歳未満	57	139	3.4%	16,000	29	52	6.4%	13	31	4.0%	14,000	5	9	6.9%
	3歳以上	82			11,000	23			18			10,000	4		
3'	3歳未満	12	38	0.9%	15,000	3	5	0.6%	1	5	0.7%	13,000	1	2	1.5%
	3歳以上	26			10,000	2			4			9,000	1		
4	3歳未満	154	314	7.8%	18,000	59	101	12.5%	24	44	5.7%	15,000	6	10	7.6%
	3歳以上	160			13,000	42			20			12,000	4		
4'	3歳未満	25	69	1.7%	17,000	7	15	1.9%	3	8	1.0%	14,000	0	0.0%	
	3歳以上	44			12,000	8			5			11,000			
5	3歳未満	165	366	9.1%	21,000	51	85	10.5%	22	57	7.4%	17,800	7	12	9.2%
	3歳以上	201			17,000	34			35			13,200	5		
6	3歳未満	130	269	6.7%	23,000	26	59	7.3%	18	48	6.3%	21,000	1	4	3.1%
	3歳以上	139			18,000	33			30			15,800	3		
7	3歳未満	260	536	13.3%	26,000	41	92	11.4%	49	106	13.8%	22,400	7	16	12.2%
	3歳以上	276			20,000	51			57			17,200	9		
8	3歳未満	119	255	6.3%	28,000	18	39	4.8%	29	57	7.4%	23,800	4	8	6.1%
	3歳以上	136			22,000	21			28			18,600	4		
9	3歳未満	243	511	12.7%	31,000	46	97	12.0%	59	124	16.2%	25,200	8	14	10.7%
	3歳以上	268			25,000	51			65			20,000	6		
10	3歳未満	186	429	10.6%	34,000	31	75	9.3%	22	89	11.6%	30,800	3	11	8.4%
	3歳以上	243			28,000	44			67			25,600	8		
11	3歳未満	155	374	9.3%	39,000	23	62	7.7%	31	79	10.3%	36,400	6	18	13.7%
	3歳以上	219			31,000	39			48			31,000	12		
12	3歳未満	86	253	6.3%	45,000	22	50	6.2%	18	75	9.8%	42,000	4	19	14.5%
	3歳以上	167			34,000	28			57			33,000	15		
13	3歳未満	20	80	2.0%	47,000	6	25	3.1%	6	16	2.1%	47,000	1	3	2.3%
	3歳以上	60			36,000	19			10			36,000	2		
14	3歳未満	5	21	0.5%	49,000	2	5	0.6%	1	2	0.3%	49,000	1	1	0.8%
	3歳以上	16			38,000	3			1			38,000			
15	3歳未満	2	2	0.0%	51,000	1	1	0.1%	1	2	0.3%	51,000	1	1	0.8%
	3歳以上				40,000				1			40,000			
16	3歳未満	2	7	0.2%	53,000	2	2	0.2%		1	0.1%	53,000	0	0.0%	
	3歳以上	5			42,000				1			42,000			
17	3歳未満	26	66	1.6%	55,000	9	15	1.9%	2	4	0.5%	55,000	1	1	0.8%
	3歳以上	40			44,000	6			2			44,000			
合計	3歳未満	1,758	4,032 人		3歳未満	394	810	20.1%	304	767 人		3歳未満	57	131	17.1%
	3歳以上	2,274			3歳以上	416			463			3歳以上	74		

※網掛けは、対象園児数に対する第3子以降の割合

議案第 53 号

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて（協議第 45 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（環境関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 ごみの分別方法

ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとおりとする。

(1) 燃えるごみ

(2) 燃えないごみ

①破碎ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾電池、④使用済蛍光灯管

(3) 資源ごみ

①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットボトル、④古紙（新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック）、⑤廃食用油、⑥使用済割りばし

(4) 粗大ごみ

2 ごみの収集方法、収集頻度

ごみの収集方法、収集頻度は、合併時から出雲市の例により統一する。

事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一する。

3 ごみの収集体制

合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成 27 年度までの間は、現行のとおりの収集体制とする。

4 ごみの指定袋・指定券及び販売方法

ごみの指定袋・指定券については、合併時から出雲市の例により規格を統一する。

ただし、現行の斐川町のごみの指定袋については、当分の間は利用できることとする。

販売方法及び販売委託料については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
破砕ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
埋立ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
資源ごみ	大 10円/枚 小 5円/枚	収集券なし
粗大ごみ	指定袋なし	1,000円/枚

(2) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	120円/枚	120円/枚
破砕ごみ	120円/枚	120円/枚
埋立ごみ	120円/枚	120円/枚

(3) 直接搬入手数料

- ・家庭系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 50円/10kg
- ・事業系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 150円/10kg
- ・動物の死体 3,000円/1体

6 ごみのステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成
合併時から出雲市の例により統一する。

【補助条件】①設置経費が1万円以上。
②5世帯以上が利用すること。

【補助金額】①5世帯～19世帯＝補助率1／2で上限 5万円
②20世帯以上 ＝補助率1／2で上限15万円

議案第 54 号

各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成22年8月11日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて（協議第46号）

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その3）の取扱いは、次のとおりとする。

1 農林事業分担金

農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 農業用排水施設の維持管理

現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 土地改良区

両市町にある各土地改良区については現行のとおり引き継ぎ、これらに対する補助金等も現行のとおりとする。

4 渇水時における対策

渇水時における斐伊川右岸・左岸における農業水利慣行は、引き続き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。

5 農産物生産振興事業

出雲市の「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファンド事業」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で、新市において事業を継続する。

議案第 55 号

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成22年8月11日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて
（協議第47号）

合併協定項目24. 各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いは、次のとおりとする。

1 企業誘致に関わる優遇制度

企業誘致に関わる優遇制度は、合併時から出雲市の例により統一する。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例により合併時まで調整する。

議案第 56 号

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて（協議第 48 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（建設関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合を図りながら、合併後 3 年を目途に新たな計画を策定する。

2 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の別表「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。

3 土木委員制度

土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から新市の土木委員として新たに任命し、任期は平成 23 年度までとする。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26 年度から任期についても統一する。

また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。

議案第 57 号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて（協議第 49 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 市営・町営住宅の管理・収納事務等

町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

町営住宅の収納事務等（家賃納入方法、納付期限、口座振替日）については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 市営・町営住宅の入居者の選考方法

町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。

3 市営・町営住宅の家賃等

町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

4 特定優良賃貸住宅

(1) 管理・収納事務等

斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等（家賃納入方法、納付期限、口座振替日）については、合併時から出雲市の例により統一する。

(2) 入居者の選考方法

斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。

(3) 家賃等

特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 若者定住向け公社賃貸住宅

(1) 維持管理

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。

(2) 家賃等

若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

6 宅地開発補助事業

出雲市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時から斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。

議案第 58 号

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて（協議第 50 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（上下水道関係）の取扱いは、次のとおりとする。

【上水道事業】

1 上水道計画

出雲市又は斐川宍道水道企業団で実施又は策定している上水道事業計画はそれぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな上水道事業計画の策定にあたっては、新市全域の一体的整備を促進するよう調整を図る。

2 会計及び資産

水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業会計及び斐川宍道水道企業団上水道事業会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有する。

3 水道料金等

水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。

4 簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画

簡易水道施設整備計画については、合併後、出雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の簡易水道事業及び出雲市の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川宍道水道企業団に、出雲市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業を出雲市水道事

業にそれぞれ経営統合するよう改定する。

5 簡易水道事業会計

斐川町の2つの簡易水道事業会計は、合併時に出雲市の簡易水道事業特別会計に統合する。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に従い、出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企業団上水道事業会計に、それぞれ統合する。

6 簡易水道料金

合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。

なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行う。

【下水道事業】

1 整備方針

新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽の個別処理方式により行うこととし、合併後1年以内に調整を図り統一する。

2 公共下水道基本計画

合併後1年以内に新市の整備計画を策定する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。

（公共下水道事業）

4 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び受益者負担金等については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整する。

(農(漁)業集落排水事業)

5 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。受益者分担金等については、合併時から出雲市の例により統一する。

(市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設)

6 使用料等

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。

(個人設置型合併処理浄化槽事業)

7 合併処理浄化槽設置事業補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り出雲市の例により統一する。

8 合併処理浄化槽維持管理補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。

議案第 59 号

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて（協議第 51 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 都市計画区域及び用途地域

出雲市と斐川町は同じ出雲都市計画区域に指定されており、すでに一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 都市計画マスタープラン

合併後、新市基本計画に基づき、斐川地域を追加した新たな都市計画マスタープランを策定する。

3 公園使用料及び占用料

公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例により統一する。

また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。

協議第 52 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 6. 議会議員の定数及び任期の取扱いは、次のとおりとする。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により、出雲市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、出雲市の議会の議員の定数 34 人に、合併前の斐川町の区域に設けられる選挙区から選出される議員 6 人を加え 40 人とする。

参考資料：別紙のとおり

議会議員の定数及び任期の取扱いについての提案理由

●出雲市と斐川町の人口に比例した議員数という観点から、定数特例を適用し、斐川町選挙区の定数を6人とすることが望ましい。

●合併後の出来るだけ早い一体性の確保及び平等な議員選出という観点から、定数特例の適用期間は、出雲市議会議員の残任期間の1回のみが望ましい。また、旧2市4町の合併時の設置選挙との均衡という観点から適用期間は1回とすることが望ましい。

【参 考】

<過去の合併協議会の調整方針>

【2市5町での出雲地区合併協議会】

1. 新市の議会議員の定数は、31人とする。ただし、特例法の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は、41人とする。

2. 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法の規定を適用し、合併前の全ての関係市町の区域ごとに選挙区を設け、その定数は次のとおりとする。

出雲市の区域 18人、平田市の区域 7人、斐川町の区域 6人、佐田町の区域 2人、多伎町の区域 2人、湖陵町の区域 2人、大社町の区域 4人

【2市4町での出雲地区合併協議会】

地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、34人とする。また、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市設置の日から50日以内に選挙を行うものとする。

【平成17年合併時の出身地域別議員数】

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	計
24人	4人	1人	1人	1人	3人	34人

【現在の出身地域別議員数】

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	計
20人	7人	2人	1人	1人	3人	34人

議会議員の定数及び任期の取扱い

編入合併の場合の特例（次ページ資料のとおり）

1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

<参考>

新設合併の場合の特例

1 定数特例

市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第2項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。

2 在任特例

合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併後2年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

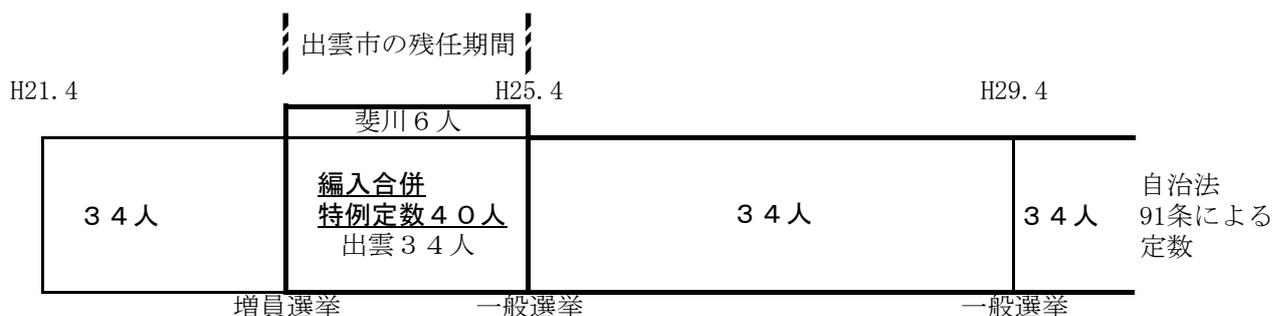
(資料)

【参考】	平成17年	(人)		
	国調人口	自治法定数上限	条例定数	現員数
出雲市	146,307	34	34	34
斐川町	27,444	26	16	16

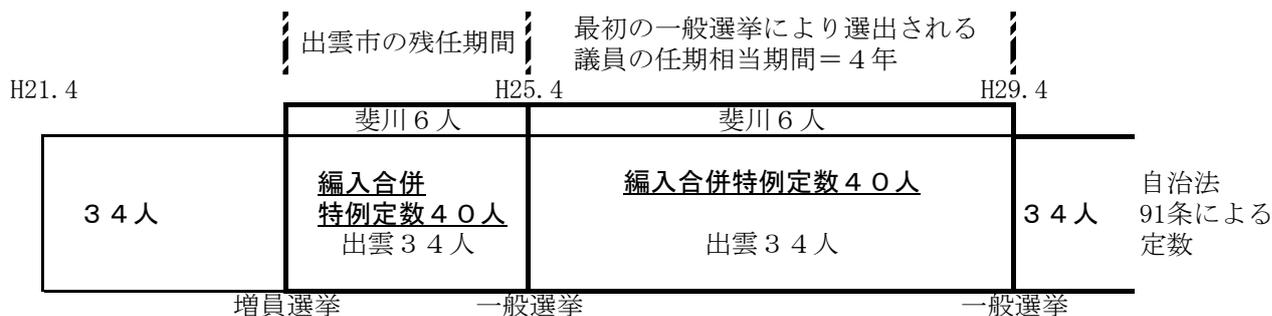
I-1-(1) 定数特例

編入される自治体の議員定数
 = 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

斐川町：34人 × 27,444人 / 146,307人 = 6.3777人 → 6人



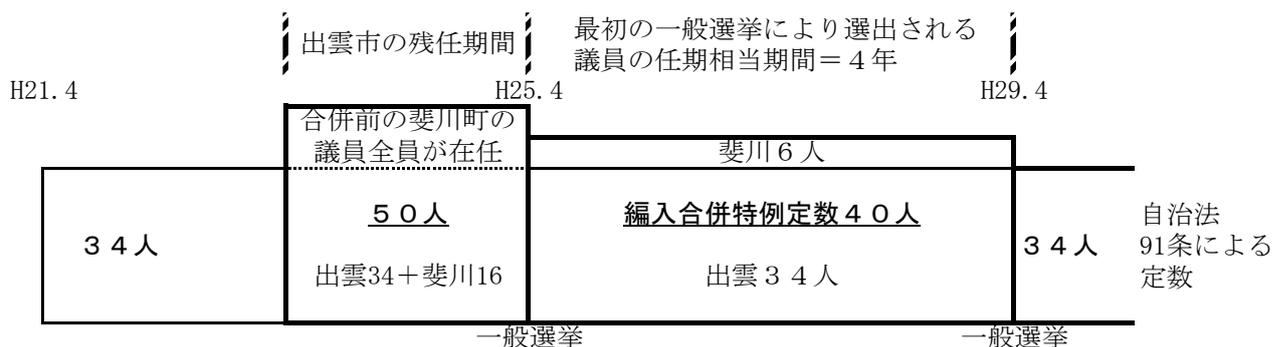
I-1-(2) 定数特例+定数特例



I-2-(1) 在任特例



I-2-(2) 在任特例+定数特例



出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

議会事務局ワーキンググループ

No. 100

協議項目	協議の定数及び任期の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>協議の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、出雲市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、出雲市の議会の議員の定数34人に、合併前の斐川町の区域に設けられる選挙区から選出される議員6人を加え40人とする。</p>	
現況		
出雲市	斐川町	調整の具体的内容
<p>合併協定書による（平成17年） 法定数 34人 条例定数 34人 現員数 34人</p> <p>議員任期 平成25年（2013）4月16日</p>	<p>斐川町議会議員定数条例（平成14年条例第26号） 法定数 26人 条例定数 16人 現員数 16人</p> <p>ただし、次回選挙より条例定数15人</p> <p>議員任期 平成23年（2011）年5月14日</p>	<p>1. 斐川町の議会の議員は、合併の日の前日をもって失職する。</p> <p>2. 公職選挙法施行令第8条第1項の規定により、合併前の斐川町の区域に選挙区を設け、その選挙区の議会の議員の定数を6人とし、公職選挙法第34条第1項の規定により、新市設置の日から50日以内に、増員選挙を行なうものとする。</p> <p>3. 2で定める増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法第260条第2項の規定により、合併前の出雲市の議会の議員の任期（平成25年4月16日）までとする。</p> <p>4. 2で定める議会の議員の定数は、公職選挙法施行令第8条の2第3項の規定に基づき、新市の条例で定めたものとみなす。</p>

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関連する法令

《市町村の合併の特例に関する法律》

(議会の議員の定数に関する特例)

第8条

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第1項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第9条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

《地方自治法》

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(7) 人口10万以上20万未満の市 34人

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

《公職選挙法》

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

- 3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第6条の2第4項又は第7条第7項の告示による当該地方公共団体の設置の日から50日以内に行う。

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第114条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第116条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。

(補欠議員の任期)

第260条

- 2 地方公共団体の議会の議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。
- 5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

《公職選挙法施行令》

(市町村議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第8条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合において、地方自治法第91条第5項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあっては前条において準用する第5条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあっては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

(市町村の設置をする場合における市町村の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第8条の2

- 3 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該市町村の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

協議第 53 号

新市基本計画について、次のとおり協議する。

平成 22 年 8 月 11 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

新市基本計画について

合併協定項目 25. 新市基本計画について、別添のとおり提出する。

図書館関係調整方針（生涯学習ワーキンググループ）

大分類名	中分類名 (協議項目)	事務事業名 (協議細目)	調整方針
生涯学習の推進	図書館	図書館 施設	現行のとおり新市に引き継ぎ、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら各館のネットワーク化を図る。
生涯学習の推進	図書館	図書館 運営形態	現行のとおり新市に引き継ぐ。
生涯学習の推進	図書館	図書館 職員体制	現行のとおり新市に引き継ぐ。
生涯学習の推進	図書館	図書館 開館時間	斐川町立図書館の開館時間は、通年10時から19時とする。
生涯学習の推進	図書館	図書館 休館日	斐川町立図書館の休館日は、月曜日、月末図書整理日・年末年始とする。
生涯学習の推進	図書館	図書貸出冊数	現行のとおり新市に引き継ぎ、図書館電算システム統合に合わせて出雲市の貸出数及び貸出期間に統一する。
生涯学習の推進	図書館	図書館協議会	合併時から、出雲市の図書館協議会に統一する。定数は15名以内、任期は2年とする。
生涯学習の推進	図書館	図書館 コピー料金等	現行のとおり新市に引き継ぐ。
生涯学習の推進	図書館	図書館 インターネットサービス	現行のとおり新市に引き継ぐ。
生涯学習の推進	図書館	図書館 広域化に伴うネットワーク	市立図書館間の配送については、合併時から斐川町立図書館も含めて実施し、図書館のネットワーク化を図る。
生涯学習の推進	図書館	図書館 蔵書管理システム	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用者サービスの向上を図るため、合併後速やかに出雲市の例により図書館電算システムを統合する。
生涯学習の推進	図書館	図書館 読書普及関係事業	現行のとおり新市に引き継ぐ。